

「信州プレミアム牛肉」認定運用規程

信州プレミアム牛肉の認定については、「信州プレミアム牛肉」認定要領（平成 30 年 3 月 29 日施行。以下「認定要領」という。）に定めるもののほか、下記のとおり運用するものとする。

1. 信州プレミアム牛肉の認定申請及び認定（認定要領第 3 章第 7 関係）

(1) 流通業者は、競売、予約相対等による取引が行われるまでに、あらかじめ認定要領第 7 の 2 の規定による、知事の認定を受けるものとする。

このうち、競売にかける場合、当該競売が行われる日の前日 16 時までには、認定要領第 7 の 1 の規定による申請を行うものとする。

(2) 認定要領第 7 の 1 の規定による認定申請書の記載事項のうち、オレイン酸含有率測定値、歩留規格、肉質規格及び BMS - No. については、競売開始時刻の 1 時間前までに当該項目を知事へ報告すること。

2. 認定証の交付（認定要領第 3 章第 7 関係）

知事は認定後、流通業者の要望に応じて、電子媒体または紙媒体のいずれかにより認定証を交付するものとする。

3. その他

認定要領・運用規程に定めのない事項及び疑義が生じたときは、県と流通業者が協議の上、解決するものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。